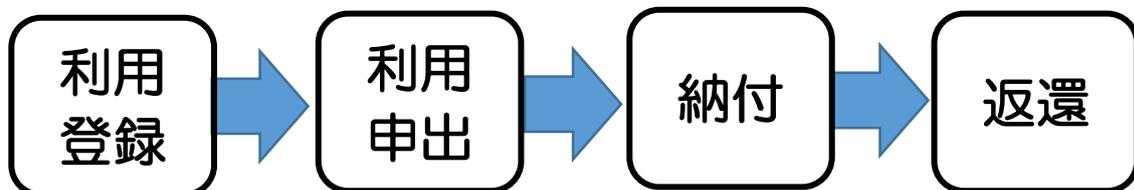


郵便料等の電子納付利用の手引き



①利用登録

申立てや訴え提起などの際に、受付担当者に郵便料等の電子納付を利用したい旨を伝え、「電子納付利用登録申請書」を提出してください。

- ※ 利用登録の際には、還付先の預金口座（納付される方名義の口座）を登録していただきます。口座番号が分かる通帳等をご持参ください。
- ※ 利用登録を行えば、全国の裁判所で利用が可能になります。
- ※ 2年間使用がないと、登録が抹消されます。

②利用申出

1. 申立窓口にて申し出る場合

「郵便料等の納付を電子納付で行いたい」旨を伝えてください。窓口担当者が手続のご案内します。

受付完了時に、

- 電子納付利用登録票
- 保管金提出書

をお渡しします。

この保管金提出書は、電子納付に必要な情報を記載したものです。

（ATMで登録していただく情報をお伝えするものですので、電子納付による納付手続終了後に裁判所に提出していただく必要はありません）

2. 郵送で申し立てる場合

書類の送付書等に

- 「郵便料等の納付は電子納付で行いたい」という旨と
- 利用者登録票に記載されている「登録コード」の番号（7桁）

を記載して同封してください。

※ 利用登録がお済みでない方は、「電子納付利用登録申請書」を作成し、同封してください。

受付が完了したら、「保管金提出書」を事件担当部から郵送またはファックス送信します。

3. 事件係属後に納付する必要がある場合

郵便料の追納など、事件係属後に納付する必要がある場合は、事件を担当している部の担当者が対応します。

担当者に「郵便料等の納付を電子納付で行いたい」旨をお伝えください。

③納付

インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）対応のATMで納付手続きをお願いします。

お渡しした「保管金提出書」下部に記載されている、

- 「収納機関番号」
- 「納付番号」
- 「確認番号」

を入力して、保管金提出書に記載された所定の金額を納付してください。

④返還

事件が終了した際に残額がある場合には、利用者登録の時に
ご指定いただいた預金口座に速やかに返還します。